

契約類型に関する意見

No	主な意見の概要	考え方
1	国等の機関が発注する公共工事等において、温室効果ガス等を排出するものは建築工事と土木工事であることから、建築物に関する契約の対象に土木工事を含めるべき。	基本方針に掲げているとおり、環境配慮契約の推進により、政府実行計画の目標達成及び更なる削減に努めることとしております。政府の温室効果ガス総排出量のうち、建築物に関する排出量は大きな割合を占めていることから、法においても建築物に関する契約について基本方針に定めることが規定されており、当該契約類型を優先的に定めたものです。 なお、今回のパブリックコメントは基本方針改定案の内容の変更を予定している箇所を対象とするものですが、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。
2	自動販売機についてグリーン購入法において検討することはもちろんであるが、環境配慮契約法においても契約類型として位置づけるべき。	第2回環境配慮契約法基本方針検討会の資料に示したとおり、自動販売機については、国等の機関が調達または設置する場合に環境負荷低減の観点から満足すべき目安となる明確な数値基準を設定することが必要と考えられることから、平成22年度にグリーン購入法に係る特定調達品目に追加することを前提に、自動販売機の判断の基準等について検討を行うこととしております。 なお、今回のパブリックコメントは基本方針改定案の内容の変更を予定している箇所を対象とするものですが、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。
3	OA機器他電子機器などの廃棄に伴う産業廃棄物処理を契約類型として追加すべき。	国等の機関におけるOA機器等の電子機器に係る契約の大半は、賃貸借（リース、レンタル等）契約となっています。このため、当該機器の所有権は契約相手先に属することから、使用後の機器については、契約相手先に引き取られることとなります。 なお、今回のパブリックコメントは基本方針改定案の内容の変更を予定している箇所を対象とするものですが、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。

その他の意見

No	主な意見の概要	考え方
4	国及び独立行政法人等は、契約違反やその他不正行為等を防止する監督義務を負うことを基本方針に明記すべき。	御指摘の内容は、契約の適正な履行に関する部分であり、別途、会計法第29条の11に「契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合には、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない」ことが規定されております。
5	温室効果ガス排出量の削減目標（2020年までに1990年比25%削減等）を国際的に先行して決めることに反対である（同様意見他1件）。	今回のパブリックコメントは基本方針改定案の内容の変更を予定している箇所を対象とするものです。